

迷惑行為について

当センターでは、受診者様の安全を守り、健診や業務を円滑に行うため**次のような迷惑行為を認めた場合には、健診をお断りする事**が有ります。あらかじめ十分にご理解いただき、適切な医療の提供にご協力くださいますようお願い申し上げます。

1. ほかの受診者様や職員に**暴力行為**や**セクシャルハラスメント**があった場合、もしくはそのおそれが強い場合
 2. **大声**や**暴言**または**脅迫的な言動**により、ほかの受診者様に迷惑を及ぼし、あるいは職員の業務を妨げた場合
 3. **解決しがたい要求**を繰り返し行い、当センター職員の業務を妨げた場合
 4. 機器備品・建物設備等を故意に破損した場合
 5. 健診に必要でない**危険な物品**を、建物内に持ち込んだ場合
 6. ほかの受診者様へ迷惑やプライバシー侵害となる**録音**や**撮影**をした場合
- 状況次第では、所轄警察へ通報いたします

(公財) 熊本県総合保健センター 所長